

令和7年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和7年2月28日（金曜日）午前9時9分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命について
- 日程第6 第22号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第7号）
第23号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）
第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第25号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正について
第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定について
第5号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第6号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第8号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
第9号議案 幸田町税条例の一部改正について
第10号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第11号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
第12号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正について
第13号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第14号議案 幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について
第15号議案 幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定について
第16号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第17号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第18号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
第19号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
第20号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の

一部を改正する条例の一部改正について

- 第21号議案 町道路線の認定及び廃止について
第26号議案 令和7年度幸田町一般会計予算
第27号議案 令和7年度幸田町土地取得特別会計予算
第28号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第29号議案 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第30号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算
第31号議案 令和7年度幸田町水道事業会計予算
第32号議案 令和7年度幸田町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 藤 本 和 美 君 | 2 番 吉 本 智 明 君 | 3 番 野 坂 純 子 君 |
| 4 番 松 本 忠 明 君 | 5 番 長 谷 川 進 君 | 6 番 岩 本 知 帆 君 |
| 7 番 田 境 毅 君 | 8 番 石 原 昇 君 | 9 番 都 築 幸 夫 君 |
| 10番 黒 木 一 君 | 11番 廣 野 房 男 君 | 12番 稲 吉 照 夫 君 |
| 13番 笹 野 康 男 君 | 14番 丸 山千代子 君 | 16番 藤 江 徹 君 |

欠席議員（1名）

- 15番 鈴 木 久 夫 君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 池 田 和 博 君	企 画 部 長 内 田 守 君
総 務 部 長 林 保 克 君	参事（税務担当） 稲 熊 公 孝 君
住民こども部長 三 浦 正 義 君	健康福祉部長 山 本 晴 彦 君
参事（健康保健担当） 金 澤 一 徳 君	環境経済部長 大 熊 隆 之 君
建 設 部 長 鳥 居 靖 久 君	上下水道部長 齋 藤 啓 一 君
消 防 長 山 本 秀 幸 君	教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 大須賀 龍二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和7年第1回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、令和7年度当初予算をはじめとする31件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

議員各位におかれましても、十分に体調管理に留意され、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

朝夕の寒さも日ごとに和らぎまして、暖かな日差しが春の訪れを感じられるようになりました。

本日、ここに、令和7年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて感謝と敬意を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、全部で31件でございます。

初めに、本日即決として、審議をお願いをさせていただきます議案は5件でございます。

幸田町教育委員会の委員の任命についての人事案件1件と、令和6年度補正予算関係として、一般会計をはじめとする4件でございます。その他の議案といたしましては、単行議案19件と令和7年度当初予算関係として、一般会計をはじめとする7件をお願いするものでございます。

後ほど、私から予算の大要と施政方針を述べさせていただき、各議案の提案理由とその概要につきまして、説明をさせていただきます。いずれも、これからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上での重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応いたします。

よろしくお願いいたします。

1点目は、カンボジア訪問の報告であります。

去る1月の27日から2月の2日まで、5泊7日の期間におきまして、私、議長、教

育長、企画部長、議会事務局長でカンボジア訪問をしてまいりました。

カンボジアでは、シェムリアップ州副知事、在カンボジア日本大使館、植野篤志特命全権大使、国連ハビタットなど、12か所を訪問いたしました。シェムリアップ州での公式訪問では、新型コロナウイルス感染症などの影響から停滞をしておりました交流活動の再開を目指し、意見を交換し、今後連絡を取っていくこととなりました。このほか、シェムリアップ州にあるバイヨン中学校、高等学校、セカンダリー・スクール・オブ・ファインアーツなどの学校を訪問し、交流を図ってまいりました。今後、今回の訪問で得たつながりを生かしつつ、交流の方法を検討してまいります。

次に、御案内を3点申し上げます。

1点目であります。3月1日及び2日に開催されるラリー三河湾2025についてであります。

昨年初めて蒲郡市を中心に開催され、イベント会場及び観戦エリアには5万900人の方が御来場いただいたとの報告を受けております。

2回目となる今年、本町では、3月2日の日曜日に日本各地から集まったラリーカー約90台が深溝地内を疾走いたします。多くの方にラリー競技を楽しんでいただくため、今回も深溝運動場を観戦エリアとして開放し、キッチンカーなど地元の飲食店などに来店していただく予定です。

このラリー三河湾が、新たな観光資源となるよう、引き続き盛り上げていきたいと考えております。

2点目の御案内でございます。幸田ミュージカル2025「リトルプリンス」についてであります。

幸田町文化振興協会主催による幸田町町村合併70周年記念事業といたしまして、幸田ミュージカル2025「リトルプリンス」が、3月22日、土曜日と翌23日、日曜日に町民会館さくらホールで上演されます。

2005年から取り組んでまいりました幸田ミュージカルは、世代や経験を問わず多くの住民が参加でき、今回も4歳から76歳まで100人を超える方々が出演されます。ぜひ御鑑賞いただき、ステージから発せられる住民の皆様の圧倒的な熱量を感じていただければと思います。

なお、チケットにつきましては、全3公演のうち、2回目の公演が完売、1回目と3回目の公演も残り僅かとのことであります。

3点目の御案内であります。幸田町町村合併70周年記念ドラマとして、東海テレビの最高のオバハンシリーズのスピノフ作品、土ドラ・最高のオバハン中島ハルコスピンオフ～大谷家の大騒動！in愛知・幸田町が3月23日、日曜日、午後1時から約90分間、愛知・岐阜・三重の東海3県で放送されますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

また、29日、土曜日には、町民会館つばきホールで本ドラマの上映会が開催されます。上映会のほかにも、ドラマ出演者によるトークショー等楽しめる内容となっております。

これで、幸田町町村合併70周年記念事業は終了となりますので、御都合が合いまし

たら、ぜひ足をお運びいただきたいと思います。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元に令和7年度予算の概要と施政方針を配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、御報告いたします。

15番、鈴木議員は、疾病のため、本定例会に関わる全ての会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまから、令和7年第1回幸田町議会定例会を開会いたします。

開会 午前 9時08分

○議長（藤江 徹君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時09分

○議長（藤江 徹君） 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 吉本智明議員、3番 野坂純子議員を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月26日までの27日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日2月28日から3月26日までの27日間に決定いたします。

した。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第 3

○議長（藤江 徹君） 日程第 3、諸報告を行います。

例月出納検査 3 件及び定期監査 3 件であります。これは、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付のとおり、陳情が 1 件であります。

これは、会議規則第 9 2 条の規定により、陳情第 1 号を総務教育委員会に付託いたします。

次に、令和 6 年度、幸田町教育委員会施策評価につきましては、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第 4

○議長（藤江 徹君） 日程第 4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和 7 年度予算の概要と施政方針

令和 7 年 2 月 2 8 日

幸田町長 成瀬 敦

もっと輝く幸田を、みんなで

～選択と挑戦により、活力のあるまちの継続を～

本日、令和 7 年第 1 回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症により経済が低迷した後、依然としてウクライナ、中東情勢の影響や米の流通不足等による物価高騰が続いていますが、国内の景気は雇用や所得環境が改善する中で緩やかに回復が続いている状況であります。そのような中、幸田町は町税や寄附金といった貴重な財源から効率的に施策を選択し、町民の方々への絶え間ないサービスを保ち、活力のあるまちの継続を目指していきます。

令和 7 年度当初予算は、「もっと輝く幸田を、みんなで」をテーマに掲げて編成いたしました。一般会計の予算規模は 1 9 8 億 3, 0 0 0 万円であり、令和 4 年度当初予算以来、2 0 0 億円を下回るものとなっております。税収につきましては町を支える要の財源として、対前年度 5. 9 % 増となる 9 3 億 7, 0 4 0 万円を見込んでおります。

歳出におきましては、令和 7 年度に第 6 次総合計画の計画期間が満了（2 0 1 6 年～2 0 2 5 年）するため、第 7 次総合計画の策定を行います。まちづくり全般を総合的に

網羅し、各種計画の最上位計画と位置付け、福祉・都市計画・環境などの個別計画をけん引するための概念・理念計画の策定を行います。

また、菱池遊水地の治水対策工事が令和8年度に完了する予定となっております、並行してその後の整備計画を進めるための事前調査を行い、カーボンニュートラルゾーン（太陽光発電施設）、公園ゾーン、自然環境ゾーンに分け、それぞれが有効利用されるよう計画していきます。

ここで、新年度の予算の概要について触れさせていただきます。

令和7年度当初予算案の概要

1 予算の規模

令和7年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせて303億2,970万円となり、前年度に対し8億281万円、2.6%減となっております。

一般会計は総額198億3,000万円（対前年度4.2%減）といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります、土地取得特別会計につきましては、大草広野地区福祉施策推進構想及び芦谷1号線事業の関係予算を計上しまして、総額4億264万円（同189.9%増）といたしました。

国民健康保険特別会計につきましては、高額療養費などの保険給付費の増加及び国民健康保険事業費納付金の増加を見込み、総額32億8,453万円（同0.9%増）といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込み、総額6億9,149万円（同2.2%増）といたしました。

介護保険特別会計につきましては、要介護及び要支援認定者数の増加に伴う保険給付費の増加を見込み、総額26億4,821万円（同3.5%増）といたしました。

水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては8億5,358万円（同2.9%増）、また、資本的支出にあつては配水管布設替工事を主なものとして、4億4,495万円（同25.0%減）といたしました。

最後に、下水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては農業集落排水施設の公共下水道接続による維持管理費などの減少を見込み、14億2,329万円（同13.1%減）、資本的支出にあつては管路整備、企業債償還金を主なものとして、7億5,102万円（同2.7%増）といたしました。

2 一般会計歳入

一般会計の歳入であります、町税の総額につきましては、対前年度5億1,990万円増（同5.9%増）の93億7,040万円といたしました。

その内訳としましては、個人町民税につきましては、定額減税による減額からの回復を見込み、対前年度2億5,400万円増（同10.0%増）とし、また、法人町民税につきましては、大手自動車関連企業の業績から、対前年度1億4,400万円増（同22.0%増）としまして、町民税の総額を対前年度3億9,800万円増（同12.5%増）の35億8,320万円といたしました。

固定資産税につきましては、土地分は地目変更等による増額を、家屋分は新增築家屋

の増加による増額を、償却資産分は企業の積極的な設備投資による増額をそれぞれ見込みまして、固定資産税の総額を対前年度1億400万円増（同2.1%増）の50億,4,900万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割は過去の実績により、種別割は登録台数によりまして、対前年度500万円増（同4.0%増）の1億3,150万円といたしました。

たばこ税につきましては、販売本数の過去の実績から、対前年度1,000万円増（同3.7%増）の2億8,000万円とし、入湯税につきましては、入湯客の過去の実績から、対前年度10万円減（同4.8%減）の200万円といたしました。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により、対前年度300万円増（同0.9%増）の3億2,470万円といたしました。

地方譲与税につきましては、愛知県による交付見込額を踏まえまして、対前年度1,030万円減（同6.5%減）の1億4,830万円といたしました。

利子割交付金につきましては、愛知県による交付見込額を踏まえまして、対前年度130万円増（同44.8%増）の420万円といたしました。

配当割交付金につきましては、過去の実績から、対前年度200万円増（同4.7%増）の4,500万円とし、株式等譲渡所得割交付金につきましては、過去の実績から、対前年度と同額の3,800万円といたしました。

法人事業税交付金、愛知県による交付見込額を踏まえまして、対前年度300万円減（同1.9%減）の1億5,200万円といたしました。

地方消費税交付金につきましては、愛知県による交付見込額を踏まえまして、対前年度1億1,200万円増（同10.9%増）の11億3,700万円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、過去の実績から、前年度と同額の1,700万円とし、自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末で廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性があることから、科目維持といたしました。これに代わり同年10月に創設された環境性能割交付金につきましては、過去の実績から、対前年度700万円増（同25.0%増）の3,500万円といたしました。

地方特例交付金につきましては、令和6年度の個人住民税所得割の定額減税による減収補填分が減額されるため、対前年度2億1,480万1,000円減（同73.7%減）の7,660万円といたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金につきましては、令和6年度実績見込みにより、対前年度40万円減（同10.0%減）の360万円といたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありますが、第2子保育料無料化の実施により、対前年度1,265万3,000円減（同18.7%減）の5,502万円とし、使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料や体育施設使用料等を見込み、対前年度1,149万3,000円増（同5.2%増）の2億3,436万5,000円といたしました。

国庫支出金につきましては、児童手当交付金9億4,068万7,000円、物価高騰

対応重点支援地方創生臨時交付金１億６,７７３万６,０００円、重層的支援体制整備事業交付金３,７９８万７,０００円などがありまして、対前年度４億３,７５４万５,０００円増（同２２.４％増）の総額２３億９,３４６万３,０００円とし、県支出金につきましては、参議院議員通常選挙費委託金１,８００万円、国勢調査事務交付金１,６５０万円などがありますが、子ども医療費補助金及び児童手当負担金の減等により、対前年度７３４万３,０００円減（同０.６％減）の総額１１億９,８６６万３,０００円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なものでありますが、基金利子の利率上昇等による増を見込み、対前年度２,１４８万８,０００円増（同１５６.７％増）の３,５２０万４,０００円といたしました。

寄附金につきましては、主となるふるさと寄附金を令和６年度実績見込みにより、対前年度１０億円減の２０億円と見込み、総額２０億１５万６,０００円（同３３.３％減）といたしました。

繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金１１億１,４９８万３,０００円、教育施設整備基金１,５００万円の繰入れを行うこととしまして、４億８,０３３万円減（同２６.５％減）の総額１３億３,４６８万８,０００円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の３億円といたしました。

諸収入につきましては、令和６年度に計上しておりました各中学校の体育間空調設置工事に係る災害バルク等の導入補助金１億円の皆減により、対前年度９,７９９万９,０００円減（同１３.０％減）の６億５,７５３万９,０００円としました。

町債につきましては、次世代高度情報通信ネットワーク設備整備事業に１,８５０万円、庁舎照明設備整備事業に９６０万円、高齢者生きがいセンター移転整備事業に２億２,９００万円、保育園施設改修事業に２,８３０万円、県営土地改良事業に９,１００万円、道路改築事業に５,１３０万円、橋梁改修事業に８,３４０万円、交通安全施設整備事業に２６０万円、幸田中央公園整備事業に１,４８０万円、町民会館改修事業に４,８２０万円、図書館照明設備整備事業に８６０万円、町民プール改修事業に８５０万円の起債を行い、対前年度１億６,５９０万円減（同２１.８％減）の総額５億９,３８０万円といたしました。

３ 一般会計歳出

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）につきましては、会計年度任用職員に対する勤勉手当支給等に伴う人件費の増加や児童手当の支給対象者拡大等による扶助費が増加したことなどによりまして、対前年度７億７,２４２万４,０００円増（同８.８％増）の総額９５億５２９万６,０００円といたしました。

投資的経費（普通建設事業費・災害復旧費）につきましては、対前年度９億４,３０６万１,０００円減（同３９.６％減）の総額１４億,３,５７５万９,０００円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、高齢者生きがいセンター移転改修工事、道路新設改良事業、町民会館空調制御機器更新工事、町民プール全熱交換器更新工事などであります。

物件費・維持補修費・補助費等その他の経費の合計は、対前年度7億936万3,000円減（同7.4%減）の総額88億5,894万5,000円であります。主なものとしましては、物件費につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する移行業務委託料をはじめ各種事務委託料や物品の購入経費、維持補修費につきましては、公園施設をはじめ各種公共施設の修繕費、補助費等につきましては、物価高騰対応重点支援給付金や各種団体への補助金や負担金、そのほかに特別会計への繰出金などあります。

以上が、令和7年度の一般会計の概要であります。

施政方針

改めまして私の施政方針を申し上げ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

現在の国内の経済情勢であります、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、長きに渡ったコストカット型経済から脱却し「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行ができるかの分岐点にあるという状態であります。

幸田町においても雇用や所得環境が改善し、景気が緩やかに回復が続いている状況ではありますが、町税の収入は過去最高額を記録しながらも、ふるさと納税額の減少、扶助費等の社会保障費や人件費の増加、また建設物価、生活関連物価の高騰等により、今までにない厳しい財政状況に置かれております。今、幸田町にできることは、町民の方々への絶え間ないサービスを保ちながら、活力あるまちの継続を目指し、高度な緊張感を持って財政運営に当たっていくこととあります。

令和7年度当初予算は、「もっと輝く幸田を、みんなで」をテーマに掲げて編成いたしました。幸田町における暮らしやすいまちづくりを引き続き進めることとし、この決意を「選択と挑戦により、活力のあるまちの継続を」と表しました。

令和7年度はこの決意のもと、各種事業を展開してまいります。一般会計の予算規模は198億3,000万円としました。

歳入におきましては、税収は町を支える要の財源として堅調な収入を見込んでおります。近年の重要な財源であるふるさと寄附金につきましては、前年度より減額しておりますが、新たな事業者や新たなお礼品を開拓することで効果的な事業達成を目指してまいります。

歳出におきましては、第7次総合計画策定、菱池遊水地緑地運動公園ほか構想調査委託業務、高齢者生きがいセンター移転改修工事及び在宅子育て応援金給付事業などを実施してまいります。

本町のまちづくりの基本指針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と資源と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、将来像として掲げた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様と一緒に、「もっと輝く幸田を、みんなで～選択と挑戦により、活力のあるまちの継続を～」の決意をもって、事業の推進をしてまいりたいと考えております。

第1に、安全・安心 いのちと暮らしをまもるぞ

安全・安心施策につきましては、近年、全国各地で発生している大規模災害を教訓に、

災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。安全テラスセンター２４を始めとした、２４時間、まちの安全・安心を見守る体制を推進し、防災・減災の啓発・普及活動、防災教育等を通じて、災害に強いひとづくりに努めてまいります。

また、民間木造住宅耐震改修費補助を始めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

交通安全施策につきましては、地域や企業の皆さんの協力を得て、四季の交通安全運動とともに、歩行者と運転手の交通マナー向上を目指し、「止まってくれて、ありがとう！」をスローガンに掲げ、交通安全啓発活動を展開してまいります。近年多発する自転車での交通事故に対しては、全年齢対象のヘルメット購入費補助制度を実施し、継続して事故防止と被害軽減を図ります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の安全点検を引き続き実施し、子どもたちの安全の確保に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察、地域、学校、防犯ボランティア等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行ってまいります。また、全国的に多発している特殊詐欺被害に対し、電話機への特殊詐欺対策装置の普及を目的とした補助金制度を継続するなど、高齢者を狙った特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

消費生活の安定向上につきましては、インターネットやＳＮＳの普及による多岐にわたる消費者トラブルに対しまして、引き続き相談体制の充実と未然防止に向けた啓発に努めてまいります。

現在策定中の第７次幸田町総合計画において、まちの将来像を描き、未来を見据えたまちづくりを進めていくとともに、三ヶ根駅のバリアフリー化の推進及び三ヶ根駅周辺のまちづくりを引き続き調査・研究してまいります。

便利で快適な生活をする上で、道路・公共交通・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。

道路整備につきましては、町民の生活に密着した集落内道路の整備を実施するとともに、橋梁点検を引き続き実施し、適正な橋梁の管理に努めてまいります。また、愛知県が実施する拾石川と広田川の改修及び菱池遊水地事業等の推進を図り、河川の安全性の向上に努めてまいります。

公共交通対策につきましては、都市交通マスタープランや地域公共交通計画に基づき、町民の重要な交通手段として、コミュニティバス（えこたんバス）、「藤田医科大学岡崎医療センター」への藤田乗合直行タクシー、地域から町内の各施設へ気軽に出かけられるようにするためのデマンド型交通（乗合タクシー）チョイソコこうたに加え、タクシーの公共交通としての役割等も踏まえ、総合的な再編に向けて引き続き検討してまいります。また、自動走行やＡＩ、ＩｏＴ等の新技術の活用についても検討してまいります。誰もが気軽に利用できる移動手段の確保とその持続について検討するとともに、利用サービスの向上に努めてまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、幸田中央公園の再整備、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、新規地区である荻谷地区の事業化を進めてまいります。

安全安心なまちづくりと住環境の整備を進める上で、上下水道は、町民の日常生活に密着した重要度の高いインフラであります。

上水道につきましては、配水管等の水道施設の老朽化に対して、中長期的な計画に基づいた整備・更新を着実に進め、安全、強靱、持続可能な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、良好な住環境を保全し続けるため、健全で持続可能な下水道経営を目指し、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水を公共下水道に接続する事業に継続して取り組んでまいります。

農業や地域の安全を守る防災・減災事業として、排水機場の更新や、ため池の耐震改修を県営土地改良事業により進めてまいります。

国営矢作川総合地区により造成された南部幹線水路において、FRPM管の漏水事故が多発していることを受け、今後も同様の漏水事故が発生する可能性の高い区間を対象とし、国が事業主体となり農水管の復旧工事を進めてまいります。

消防・救急体制につきましては、災害対応の最前線とも言える岡崎幸田消防指令センターのシステム機器が令和9年に10年を経過するに当たり、指令管制業務のさらなる向上と大規模災害時の相互応援体制の強化を図るため、更新整備を行ってまいります。また、無人航空機を活用し災害の早期終息及び公務災害の発生を抑制するとともに、引き続き運用可能な人材の育成を行ってまいります。あわせて、消防整備基本計画に基づく消防車両等の整備と安全運転管理や、近年の少子高齢化等の影響を受け増加著しい救急出場に対処するために、消防本部の人員体制の強化と救急救命士をはじめ各種専門教育の実施により質の高い現場活動を継続してまいります。増加傾向にある火災に対しましては、SNSを活用した火災予防運動の推進強化及び署員の火災防御能力の向上に努めてまいります。

歴史ある幸田町消防団につきましては、消火活動の練度を上げ、機械器具点検及び訓練を通じて知識と技術の向上に努めてまいります。近年、消防団詰所における窃盗及び建造物侵入の犯罪が全国的に発生していることから、全詰所に防犯カメラを設置し、いざというときの活動に支障が出ないように、防犯対策を進めてまいります。

第2に、環境 自然豊かに美しく

地球温暖化やSDGsの目標達成、循環型社会の構築などは地球全体の課題であると同時に、地域全体で取り組まなければならない喫緊の課題でもあります。これらの課題の解決のためには、住民である私たち一人一人の行動変容が求められています。

令和5年3月に策定された「第2次幸田町環境基本計画」の目標達成に向けて「私がつくる四季とふれあう美しいまち」をスローガンに本町における環境の保全と創造に関する施策を積極的に展開してまいります。

地球温暖化対策としましては、2050年までにカーボンニュートラルを目指すという国の方針のもと、本町においても2050年を目途に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「幸田町ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を継続的に進めてまいります。

具体的な取組としましては、一般家庭向けの新エネルギーシステム導入に対する補助として、愛知県と協調し、年々需要が高まっている蓄電池への補助金額への拡充を図り

ます。また、公共施設における再生可能エネルギーの計画的な導入を進めるため、令和6年度において再生可能エネルギーの導入可能性調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、本町の「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の見直しを行い、本町の実情に適した公共施設への再生可能エネルギーの導入方法を検討してまいります。

不法投棄対策としましては、ごみステーションにおける不適切排出や林道等の不法投棄の抑止のため、クリーンパトロール活動の強化、ごみ出しマナー向上カメラの設置、ごみ出しルールの徹底などを継続して努めてまいります。

ごみ問題への対応につきましては、「食品ロス削減推進計画」に基づき、フードドライブを始めとした食品ロス削減のための取組を充実させながら、プラスチック類の分別啓発を進め、今後もさらなるごみの減量化・資源化を推進します。ペットボトル及びマットレスの水平リサイクルを広く進め、質の高いリサイクルによる循環型社会の形成を推進してまいります。岡崎、西尾、幸田の2市1町で協議を進めております広域ごみ処理施設の建設につきましては、両市と引き続き連携し、令和12年度の供用開始を目標に進めてまいります。

また、本町は、令和6年5月にSDGs未来都市に選定されました。SDGsの推進のため、令和6年8月に策定した「SDGs未来都市計画」における様々な取組を進めるとともに、SDGsの目標達成に向けた普及啓発と情報発信にも引き続き取り組んでまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ

農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化に加え、近年の資材費等の高騰、各種物流の輸送コスト問題等により厳しい状況が依然として続いております。そのような中でも、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるよう支援を行ってまいります。

近年の農地関連法の改正に伴い、農地に対する意識や考え方も変化しております。それに伴い、将来を見据えた土地利用や整備についても検討してまいります。また、農業経営基盤強化法による農地集積や、農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用、荒廃農地の防止を支援してまいります。さらに、新規就農者支援や担い手育成についても、町・JA・地域等が一体となって農業振興を推進してまいります。また、特産なす産地支援事業として、特産である、なすの産地活性化のために必要な支援を行うとともに、特産筆柿産地支援事業として非農家への筆柿栽培体験活動も引き続き実施してまいります。

特産物の販売促進につきましては、食育・地産地消事業を推進するとともに、産業まつりなどのイベントにおける、特産物の宣伝やPRの実施、安全で安心な農産物の提供、そして産地ブランドの確立に努めてまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」につきましては、国道23号に接続している立地条件を生かし、町内外から地域振興施設を訪れる方々に、四季を通じて出荷される地域の特産農作物や加工品を提供していきます。また、情報発信の拠点施設として、地域の文化、歴史、名所や特産物等、幅広い分野で本町の魅力を発信していくとともに、利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供し、災害時には防災機能を発揮できる施設とし

での取組も行っておりまいます。

鳥獣害対策につきましては、国の補助事業で設置した柵の維持管理を地域組織の協力を得て実施してまいります。また、農作物被害を防止するための個々の侵入防止対策補助やイノシシ等の捕獲等の事業につきましても引き続き粘り強く実施してまいります。

畜産振興につきましては、CSF（豚熱）を始めとした家畜伝染病に対する防疫体制整備等、各種事業の実施に努めてまいります。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するための地域活動や施設等の長寿命化を図る対策として、多面的機能支払交付金制度を引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、林道の維持補修の継続や林道須美南山1号線の整備、森林経営管理制度の取組を進めるとともに、森林サービス産業により健康、教育等といった多様な分野で本町の豊かな自然環境資源を生かした新たな産業を生み出すことが期待できるものとして、幸田町森林サービス産業推進協議会と協力し、地域交流や健康づくり、町民が健康的で幸福味の味える拠点となり得る里山づくりを進めてまいります。

商工振興につきましては、金融機関への小規模企業等振興資金の預託や中小企業等への信用保証料補助を継続してまいります。また、本町で創業を目指す新規事業者に対し、商工会や金融機関と連携して支援するとともに、中小企業への新たな支援についても実施してまいります。

地元商工業者の活性化の推進につきましては、特産物を活用し開発したグルメ新メニューの商品化や販路拡大等を支援し、各種イベントでの出展PR等に努めてまいります。

観光につきましては、幸田町の自然豊かな環境、その自然を生かした観光イベントの宣伝等に努めてまいります。また、本町のさらなる知名度アップや誘客の向上を目的として、ロケツーリズム事業を推進し、ドラマや映画のロケ誘致等に取り組み、同時におもてなしロケ弁を始め、地元の特産物を活用した幸田町PR活動についても、積極的に取り組んでまいります。新たに発足した幸田フィルムズ推進協議会やロケの街広域観光推進協議会と協力し幸田町のロケ地としての魅力向上を図るとともに、シビックプライドの醸成を図ってまいります。

企業立地につきましては、幸田ものづくり研究センターで実施しているデジタル推進事業や改善リーダー育成スクール事業等を通じて、ものづくり人材の育成を進めてまいります。ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。また、令和8年度完了予定となっている幸田須美地区工業団地造成事業を、引き続き愛知県企業庁と進めるとともに、新たな工業団地の開発を推進し積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。そのほか、拡大工業地区における民間開発事業においても、迅速に企業立地が進むよう、積極的に支援を行ってまいります。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、第2期総合戦略のもと、スローガンである『幸田町の体力（産業力）増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」』の実現に向け取り組んでまいります。

第4に、健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気

予防接種事業につきましては、感染症及び疾病予防のため、子ども、高齢者の定期予防接種を実施し、任意接種の接種費用の一部助成を行ってまいります。

救急医療対策につきましては、本町における救急医療体制の確保のため、第一次・第二次救急医療を担う医療機関に対し、運営や整備に係る費用等を対象に補助を継続してまいります。

健康の町推進事業につきましては、「幸せな楽しいくらしはまず健康」を基本理念に「第3次健康こうた21計画」に基づき、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組の推進を図ります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診、がん検診を推進し、受診率向上のため、受診勧奨を実施してまいります。また、歯周疾患検診や口腔がん検診など口腔から健康維持・増進に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、母子健康手帳の交付を始め、妊産婦健診・乳幼児健診、各種相談、訪問事業を継続してまいります。また、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、国が令和4年度の補正予算で事業化した「出産・子育て応援交付金」は、令和7年4月1日から法制度化され、「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」に名称が変更されます。国の支援給付金と町独自の健やかお祝い金を交付し、妊婦・子育て世帯等への経済的支援を行ってまいります。

保健センター管理運営事業につきましては、計画的な修繕等を行い、安心して使用できる施設整備に努めてまいります。

児童福祉につきましては、令和7年度から5年間の本町の取組や施策を定めた「第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子どもや子育てに関わるサービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。その一つといたしまして、保護者が常時在宅で子育てを行う在宅子育て家庭を経済的に支援し、孤立防止や密室育児のリスク解消を図るための給付事業を実施してまいります。また、子育て世帯の家事に係る負担軽減を図るため、引き続き子育て応援・家事サポート事業を進めてまいります。

保育料につきましては、現在、18歳未満の子どもを3人以上養育する世帯において、第三子以降の園児の保育料を無料化していますが、県の事業拡大に伴い、対象を第2子以降に拡大してまいります。給食費につきましては、子育て世帯の家計負担の軽減を図るため、前年度同様、町立保育園、認定こども園、幼稚園等の給食主食費無償化を進めてまいります。また、引き続き、坂崎保育園の大規模改修工事を行うことにより施設の長寿命化を図ります。

子ども会につきましては、町村合併70周年事業でつながりができた実業団チームの試合観戦イベントを企画、実施することによって、子ども会活動の推進を図ってまいります。

障がい者及び障がい児福祉につきましては、その人の持つ能力や適性に応じ、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で元気に暮らすことができることを将来目標像とする、第5次幸田町障がい者計画、第7期幸田町障がい福祉計画及び第3期幸田町障がい児福祉計画を策定しました。計画に基づき、福祉サービスの充実を図ってまいります。

発達に心配のある子に対しましては、相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、岡崎市こども発達センターと連携したサービス提供に努めてまいります。

障がい者の就労につきましては、農業分野での就労を通じ、自信や生きがいを持って社会参画ができるよう、農福連携を推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを地域介護の中核拠点として、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援、要介護状態の重度化防止のための体制づくりとして、町内3か所の地域包括支援センターが様々な支援を行うことにより、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築及び深化に向けた事業展開の充実に努めてまいります。また、認知症高齢者の早期診断・早期対応、賠償責任リスクに備えた支援体制の活用を進めるとともに、見守りネットワークの協力事業者や地域住民と協同し、見守り事業を推進してまいります。藤田医科大学共同実施事業及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施し、保健・医療・介護を連携させ、高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指してまいります。

将来、人口減少が進み、社会資源や行政の人的資源も減少することが想定される中、地域の高齢や障がい、困窮、虐待などの複雑化・複合化した課題を抱える人に支援するため、庁内で支援体制を構築し重層的支援体制整備事業を進めております。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業につきましては、町の地域包括ケアシステムの基盤を整備し、地域共生社会の推進につなげるため、介護老人保健施設の誘致とともに、地域生活支援拠点整備等の充実に図るため「愛厚藤川の里」の移転整備を推進しております。

大草広野地区では、高齢者・障がい者福祉、子どもの発達支援など、総合的な福祉施策の推進を目指し、取得した倉庫等施設の改修に取りかかります。

幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターを活用し、働きたい、活躍したい高齢者の方々のニーズ調査と、知識や技術等のスキルアップの機会を設け、企業や地域とのマッチング、活躍できる場づくりなど、高齢者の方々が地域や社会とつながり生きがいを持って活躍できるまちを目指すとともに、就労やボランティア活動等を通して「社会とのつながりを切らない暮らし・働き」や「高齢者の健康維持・介護予防としての健康づくり」によって生涯活躍ができるウェルビーイングのまちづくりを目指します。

福祉医療につきましては、高校生世代までの子ども、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努力してまいります。

第5に、教育・文化　きたえよう！こころとからだ

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、「心身ともに健やかな子どもたちの育成」を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

日本語指導、授業担当教員及び介助補助職員などを配置し、子どもたちへの学習支援

の充実を図るとともに、スクールサポートスタッフ、教員補助員などの配置及び休日における中学校部活動の地域連携に向けた部活動外部指導員の配置を進め、教員への支援を図り、きめ細やかな対応に努めてまいります。

経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する就学援助制度と、障がいのある児童生徒に対する、特別支援教育就学奨励制度では、給食費や学用品費等を支給することで、本町の子どもへの就学援助をさらに進めてまいります。

近年、全国的にも本町においても不登校傾向にある子どもたちが増加しており、家庭環境問題に対し子どもたちや保護者を支えるため、スクールソーシャルワーカーの活用や教育相談室の充実を図り、子どもの居場所づくりにも努めてまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心がけ、地産地消の推進、衛生管理の徹底を図ります。また、ボイラー機器更新など、経年劣化の進む設備の更新を計画的に進めるなどし、安全安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまであらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

本町を代表するイベントであります夏の「こうた夏まつり」や、冬の「こうた凧揚げまつり」などのライフサークル事業を中心に「心豊かで笑いと楽しさあふれる町づくり運動」を推進し、人と人とのつながり・親睦が深められるよう努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、所有者と連携しながら、町内の文化財の保護に努めてまいります。また、国史跡島原藩主深溝松平家墓所の保存・整備を引き続き計画的に進めるとともに、他市町との交流を深める取組を通して、歴史と文化の交流を継続してまいります。

文化の中心拠点となっているハピネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館、さくら会館を始めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの方が文化芸術にふれることができるよう諸施策を推進するとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。特に、本町の象徴的な施設とも言える町民会館及び図書館につきましては、開館から25年以上が経過し、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、各所施設の長寿命化を図るための改修工事を、引き続き計画的に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ協会及びスポーツ推進委員の連携を図り、スポーツイベントやスポーツ教室を開催し、町民がスポーツを通して、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、幸田町民プール、運動場、その他の社会体育施設につきましては、利用者が安全安心にスポーツができる環境整備に努めてまいります。

第6に、協働・参画 みんなのちからで続くまち

町民の皆様とともに、将来に渡り持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りある財源の中で施策の優先順位を考え、最少の経費で最大の効果をあげられるよう取り

組んでいかなければなりません。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画により進めてまいります。将来を見据えた事業は、時機を逸することなく、かつ、確実に実行することが重要であるため、各事業の実施に当たっては、補助金その他の財源の積極的な確保に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、幸田の魅力発信との相乗による効果的な事業達成を推進してまいります。基金の繰入れや起債の扱いについては、後年度負担を慎重に検討した上で、計画的に運用してまいります。

公共施設の管理運営におきましては、施設の安定的な存立基盤の確保とともに、将来に渡る財政負担の軽減を図るため、借地の解消に鋭意取り組んでまいります。また、役場庁舎につきましては、長寿命化を見据えた改修等を計画的に行い、安心して快適に御利用いただける庁舎環境の整備を図ってまいります。公用自動車につきましては、財政状況や更新基準を踏まえて、環境と安全に配慮した計画的な更新に努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、令和6年度にスタートした第3次男女共同参画推進プランに基づき、多様性を尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めてまいります。

地域活動の推進につきましては、地域のコミュニティ活動の充実を図るため、活動費及び活動の拠点となる施設の維持・修繕等に対する補助を引き続き行ってまいります。

多文化共生の推進につきましては、多文化共生拠点施設を活用し、多言語対応のほか、やさしい日本語の普及に努め、外国籍町民にも住みやすいまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、消防指令業務の共同運用や斎場等の運営を始め、近隣市と積極的に協力体制を整え、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。

また、姉妹都市の島原市との友好交流を推進するとともに、平成24年に災害時における相互支援に関する協定を締結した長野県箕輪町とさらなる理解と友好を深め、両町の繁栄に寄与することを目的とする姉妹都市の協定締結を進めてまいります。その他、町内外に本町の魅力を発信するプロモーション活動に取り組んでまいります。

情報発信と管理、住民の行政手続などにつきましては、従来からの広報誌やホームページを見やすくすることに加え、LINE等のSNSの活用に力を入れてまいります。また、国が発出した「自治体DX推進計画」や令和5年度に策定した本町のDXを推進していくための方針である「DX推進方針」に基づき「町民の暮らしのためのDX」、「地域の課題解決と経済活性化のためのDX」、「持続可能な行政運営のためのDX」の3つの柱を中心に、本町のデジタル化を推進していきます。また議会運営においても、前年度から導入したタブレット端末を本会議など幅広く活用してまいります。

DXを推進するために、デジタル人材、DX推進リーダーの育成を図るとともに、DXを活用することで、業務改善を着実に推進し、町民の利便性向上や職員の働き方改革につなげることを確保します。また、情報漏えい等の対策として引き続き強固なセキュリティ対策に取り組んでまいります。

住民窓口サービスにつきましては、ワンストップサービスの実施により役場での滞在時間の短縮に努めておりますが、役場に赴かなくても手軽に住民票等の証明書を取得できるコンビニ交付サービス並びにその発行手数料の減額などを含めて町民の利便性の向上を図ってまいります。

効率的で健全な行財政につきましては、第13次行政改革大綱に基づき、計画的に行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努め、DXによる業務改革、行政手続のオンライン化等を推進してまいります。組織体制につきましては、重点施策に対して適正な人員配置を優先しつつ、職員の健康に配慮するよう努めます。また、多種多様化する行政需要に対処するため、国・県等へ職員を派遣するとともに、研修事業を充実させ、職員の資質向上を図ります。

以上、予算の概要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきます。

幸田町が活力あるまちの継続を目指し、「もっと輝く幸田を、みんなで」の実現に向けて、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案いたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願い申し上げ、令和7年度の予算の概要と施政方針といたします。ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5

○議長（藤江 徹君） 日程第5、第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてであります。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、任命されている壁谷昭代委員が、令和7年3月31日をもって任期満了になることに伴い、その後任の委員を任命する必要があるからであります。

議案書2ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、浅井幸子氏、52歳を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に

より、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和7年4月1日から4年間であります。

浅井氏につきましては、専門学校を卒業し、町内の旅行センターに勤められ、その後子育て期間を経て、現在は幸田町内及び蒲郡市内の幼稚園において体育教室補助員として勤務し、スポーツの推進に積極的に取り組まれているほか、過去には、学区の女性の会会長及びスポーツ推進委員も務められ、地域活動にも積極的に取り組んでおられます。

お人柄も高潔にして温厚であり、本町の学校教育・生涯学習、そして子育て支援について忌憚のない御意見をいただき、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として、適任者であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案の理由を説明させていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第2号議案 幸田町教育委員の委員の任命についての質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認め、以上で第2号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、ただいま議題となっております第2号議案について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第2号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（藤江 徹君） 日程第6、第22号議案から第25号議案までの4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第22号議案から第25号議案までの4件であります。

初めに、第22号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正予算書5ページをお開きください。

議案関係資料は、105ページから121ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億8,735万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ209億8,634万9,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、12ページを御覧いただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正のとおり、全3事業につきまして、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

初めに、20款民生費、接触ばっ気槽漏水改修事業であります。この事業は、障害者地域活動支援センターの浄化槽のひび割れから汚水が外部へ染み出ていることが点検の際に確認されたことを受けまして、早急に対処を行うものとして、令和6年度第4回幸

田町議会定例会にて補正予算をお認めいただいたものでありますが、事業の実施に当たり、改めて現場の状況等を精査したところ、予算額に不足が生じ、着手が後ろ倒しとなり、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、３０８万円を限度額として、繰越しを行うものであります。

４５款土木費につきましては、初めに町道野場横落線道路改良事業であります。

本事業は、本路線の拡幅用地において、愛知県により行われております農業用用水管埋設工事が完了した後に着手する予定をしていたものでありますが、農業用用水管埋設工事の予算の増額に伴う工事の追加発注により、事業の完了が令和７年２月に延伸されたことから、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、１億円を限度額として繰越しを行うものであります。

次に、御桜橋修繕事業であります。

本橋梁は愛知県の管理する一級河川尾浜川にかかっておりますが、年度内に完了予定でありました塗装工事において、河川内に仮設足場を設置する必要があることから、愛知県に河川占用の許可申請を行ってございましたが、調整に時間を要し、工事について年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、４，３００万円を限度額として繰越しを行うものであります。

第３条、地方債の補正につきましては、第３表 地方債補正のとおり、地方債の変更を行うものであります。

初めに、県営防災ダム事業につきましては、愛知県が事業主体として実施する農業用ため池の耐震化対策工事等について、幸田町が愛知県に対して負担金を支出するものでありますが、国の令和６年度補正予算に伴い、この負担金の割合額に増額があったため、これに係る財源措置として当初予算で１，８４０万円としておりました限度額に２，４８０万円を追加し、限度額を４，３２０万円とする地方債として変更するものであります。

次に、県営たん水防除事業につきましては、県営防災ダム事業と同様に、愛知県が事業主体として実施する排水機場の建て替え工事等について、幸田町が愛知県に対して負担金を支出するものであります。こちらも国の令和６年度補正予算に伴いまして、この負担金の割合額に増額がありましたが、本年度の歳出事業費により、当初予算で７，６７０万円としておりました限度額を６６０万円減額し、７，０１０万円とする地方債として変更するものであります。

以下、橋梁改修工事で４，５００万円としておりました起債の限度額を１，４５０万円減額して３，０５０万円に、交通安全施設整備事業で２，６８０万円としておりました起債の限度額を１，３５０万円減額して１，３３０万円に、仲田アンダーパス自動閉鎖機設置事業で１，６２０万円としておりました起債の限度額を２７０万円減額して１，３５０万円に、消防用自動車整備事業で２，１００万円としておりました起債の限度額を１００万円減額して２，０００万円に、深溝小学校校舎増築事業で１億３，７２０万円としておりました起債の限度額を５７０万円減額して１億３，１５０万円に、中学校体育館空調整備事業で１億４，９８０万円としておりました起債の限度額を３，１８０万円減額して１億１，８００万円にそれぞれ変更するものであります。これらにつきましては、町債を財源として予定しておりました各事業が完了し、又は完了の見込みが立ったことに

よりまして、不用となる金額を減額するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は18ページからであります。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、10目民生費国庫負担金におきまして、初めに、社会福祉費負担金であります。令和6年度事業の確定によりまして、国民健康保険税の軽減等に伴う国庫負担分として交付を受け、国民健康保険基盤安定負担金及び未就学児均等割保険料負担金をそれぞれ減額し、産前産後保険料負担金を追加するものであります。

また、令和5年度障害者自立支援給付費等負担金の確定を受けまして、過年度分障害者自立支援給付費等負担金を追加するものであります。

次に、児童福祉費負担金であります。歳出事業費の確定見込みにより、児童手当負担金を追加し、子育てのための施設等利用給付交付金を減額するものであります。

19目消防費国庫負担金につきましては、令和5年度緊急消防援助隊活動費負担金の確定を受けまして、緊急消防援助隊活動費負担金を追加するものであります。

15項国庫補助金、10目民生費国庫補助金におきましては、デジタル田園都市国家構想交付金であります。歳出事業費の確定見込みによりまして減額するものであります。

15目衛生費国庫補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みによりまして、出産・子育て応援交付金を減額するものであります。

25目土木費国庫補助金におきましては、初めに、道路橋梁費補助金における社会資本整備総合交付金であります。道路新設改良事業等における本年度の交付決定状況を精査しまして、減額するものであります。また、道路更新防災等対策事業費補助金であります。同様に、当該補助金の決定通知により減額するものであります。

次に、都市計画費補助金における社会資本整備総合交付につきましては、当該交付金の対象となります。住宅管理一般事業における耐震改修関連補助の申請状況が当初見込みを下回る見通しでありまして、減額するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの55款国庫支出金、10項国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金であります。令和6年度事業の確定によりまして、国民健康保険税の減税等に伴う県負担分として交付を受け、国民健康保険基盤安定負担金及び未就学児均等割保険料負担金をそれぞれ減額し、産前産後保育料負担金を追加するものであります。

また、令和5年度障害者自立支援給付費等負担金の確定を受けまして、過年度分障害者自立支援給付費等負担金を追加するものであります。

次に、児童福祉費負担金であります。歳出事業費の確定見込みにより、児童手当負担金及び子育て支援施設等利用給付費負担金をそれぞれ減額するものであります。

15款県補助金、10目総務費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みにより、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金を減額するものであります。

15目民生費県補助金におきましては、愛知県が事業主体として実施する物価高騰の

影響を受けながらも福祉サービスの安定的な提供を継続している私立保育園等に食糧費の高騰分を補助するもので、幸田町が私立保育園等に対して補助金を支出するものがありますが、国の令和6年度補正予算に伴いまして、これに係る財源措置として、保育所等給食費軽減対策事業費補助金を新規計上するものであります。

補正予算説明書は20ページを御覧ください。

20目衛生費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みによりまして、出産子育て応援事業費交付金を減額するものであります。

25目農林水産業費県補助金におきましては、申請状況によりまして、経営体育成支援事業交付金及び経営開始資金をそれぞれ減額するものであります。

35目土木費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みによりまして、道路橋梁改良費補助金を減額するものであります。

また、住宅管理一般事業における耐震改修関連補助金の申請状況が当初見込みを下回る見込みでありまして、住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金及び空き家等対策推進事業費補助金を、それぞれ減額するものであります。

40目消防費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みによりまして、南海トラフ地震等対策事業費補助金を減額するものであります。

45目教育費県補助金におきましては、歳出事業費の確定見込みによりまして、私立幼稚園授業料等軽減補助金を減額するものであります。

65款財産収入におきましては、企業立地促進基金利子を減額するものであります。これは本年度におきまして、基金への積立金がなかったことから減額するものであります。

70款寄附金、10項寄附金、10目総務費寄附金につきましては、総務管理費寄附金であります。

これは、第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定についてでも説明がありましたが、寄附者より世界を目指す海外留学や国内における大学進学を行う若者の学問を奨励することを目的として頂きました寄附金及び3団体様より町村合併70周年記念事業を支援するために頂きました寄附金を追加するものであります。

次に、ふるさと寄附金を減額するものであります。

4月から12月までの間における寄附金額を集計しましたところ、22億7,900万円余りの実績となりました。この実績を踏まえて、本年度に収入する見込額を再検討しましたところ、当初予算に計上しております30億円を望むまでは厳しい状況でありまして、実績に伴う25億5,000万円を今年度の歳入予算額として整理するものであります。

40目土木費寄附金につきましては、都市計画事業費指定寄附金を追加するものであります。

これは、令和6年3月に解散しました幸田六栗土地区画整理組合における財産処分において、都市計画事業の発展を目的としまして、幸田六栗土地区画整理組合様より寄附を受けたものであります。

75款繰入金につきましては、歳入歳出における財源の更正等によりまして、財政調

整基金繰入金を追加し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

８５款諸収入につきまして、初めに、蒲郡市幸田町衛生組合返還金であります。蒲郡市幸田町衛生組合におきまして、令和５年度の負担金総額の確定があったことに伴いまして、前年度に支出した負担金の超過分について返還を受けるものとして、追加するものであります。

次に、市町村振興協会交付金におきましては、宝くじ売上げの減によりまして、新宝くじ交付金及び市町村振興協会基金交付金を、それぞれ減額するものであります。

次に、模範造林組合財産処分金収入であります。こちらは令和７年３月３１日付で解散となります。岡崎市額田郡模範造林組合の財産処分として、財政安定化基金の残額を岡崎市と幸田町における分担金の割合に応じて入金されるものでありまして、追加するものであります。

次に、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金であります。歳出事業費の確定見込みによりまして、減額するものであります。

補正予算説明書は２２ページを御覧ください。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金であります。これは一般社団法人地域循環共生社会連携協会における、地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギーの最大限導入のための計画づくりの支援を目的とした補助金であります。令和６年度に実施しました公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査につきまして、同補助金の交付申請をしましたところ、採択が得られましたので、この経費を財源としまして、新規計上するものであります。

次に、合併７０周年記念事業入場料であります。記念事業として、町民会館において行われました講演会等の入場料の確定及び確定見込みの状況によりまして、追加するものであります。

９０款町債につきましては、先ほど地方債の補正において説明をさせていただきましたが、国の令和６年度補正予算に伴う割当額の増額及び町債を財源として予定していました各事業の完了見込みを精査しまして、県営防災ダム事業は追加を、県営たん水防除事業、橋梁改修事業、交通安全施設整備事業、仲田アンダーパス自動閉鎖機設置事業、消防用自動車整備事業、深溝小学校整備事業、中学校体育館空調整備事業は減額を、それぞれ行うものであります。

続きまして、歳出の補正内容について説明をさせていただきます。

これから提案をさせていただく歳出の補正予算は、各款にわたりまして、事業が完了し、もしくは完了の見込みが立ったことに伴います不用額の減額補正、又は国県等支出金の精算に伴う過年度分返還金の予算措置を中心に計上させていただいたものであります。これらにつきましては説明を省略させていただき、主なものについてのみ説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、これは事業の完了に伴う不用額の減額を中心に行ったものでありまして、詳細につきましては、補正予算説明書３８ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、こちらにつきましても説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算説明書は24ページを御覧ください。

初めに、15款総務費、10項総務管理費、10目一般管理費につきましては、ふるさと納税推進事業であります。歳入で説明させていただきましたが、ふるさと寄附業務委託料におきまして、本年度の寄附金総額を25億5,000万円として見込み直し、歳入予算を減額したことに伴いまして、返礼品の調達や発送、インターネットポータルサイトの運営、その他の委託料を減額するものであります。

25目交通安全推進費につきましては、交通安全推進事業におきまして、歳入で説明させていただきましたが、歳出事業費の確定見込みにより、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金を減額するものであります。

35目財産管理費につきましては、庁舎維持管理事業におきまして、役場庁舎等燃料費及び役場庁舎等電気料金を追加するものであります。

これは、夏季の猛暑に対応するための灯油使用量、電気使用量が想定を上回ったことに伴う不足額を追加するものであります。

補正予算説明書28ページを御覧ください。

20款民生費、15項児童福祉費、15目児童措置費におきまして、認定こども園等支援事業におきまして、歳入で説明させていただきましたが、保育所等給食費軽減対策支援金を新規計上するものであります。

これは、愛知県が事業主体として実施する私立保育園等に食糧費の高騰分を補助する事業でありまして、町を介して私立保育園等に対して補助金を支出するものであります。が、国の令和6年度補正予算に伴い、新規計上するものであります。

補正予算書30ページを御覧ください。

35款農林水産業費、15項農地費、15目農業農村整備事業費につきましては、県営土地改良事業におきまして、愛知県が事業主体として実施する農業用ため池の耐震対策工事に対し幸田町が愛知県に負担金を支出するものでありますが、このたび国の令和6年度補正予算に伴う追加配分及び事業の進捗状況等により、県営防災ダム事業負担金、県営農業水利施設保全対策事業負担金、県営水質保全対策事業負担金は追加を、県営たん水防除事業負担金、県営経営体育成基盤整備事業負担金は減額を、それぞれ行うものであります。

補正予算書の説明書34ページをお願いいたします。

45款土木費につきましては、都市計画総務一般事業におきまして、都市施設整備基金積立金を追加するものであります。

これは、歳入で説明させていただきましたが、幸田六栗土地区画整理組合様より受領した都市計画事業費指定寄附金を都市施設整備基金に積み立てるものであります。

補正予算説明書36ページを御覧ください。

55款教育費、25項社会教育費、10目公民館費につきましては、公民館管理運営事業におきまして、当初予算に計上しておりました鷺田公民館移転建設構想基礎調査委託料全額を減額するものであります。

これは、令和7年度に、幸田学区の将来に向けて、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、土地利用の観点を主軸として調査研究、計画立案し、その実現を図ること

を目的とした幸田学区まちづくり研究会を設立する予定でありまして、活動していく中で、鷺田公民館の移転建設構想も検討していくこととなりましたので、本年度の支出については全額減額するものであります。

以上が、令和6年度幸田町一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

次に、第23号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書41ページをお開きください。

議案関係資料は、105ページ及び122ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,530万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億368万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書52ページを御覧ください。

10款財産収入につきましては、一般会計による町道芦谷1号線事業の買戻し事業費の精査によりまして、土地売払い収入を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は54ページからを御覧ください。

15款諸支出金につきましては、土地開発基金繰出事業におきまして、一般会計における町道芦谷1号線事業の買戻し事業費の精査によりまして、土地開発基金繰出金を減額するものであります。

以上が、令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、第24号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書は59ページをお開きください。

議案関係資料は、105ページ及び123ページから126ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出の予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億5,663万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は70ページを御覧ください。

20款国庫支出金につきましては、歳出事業費の確定により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を減額するものであります。これは、市町村が実施しましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等の事業に対して補助金が交付されるものでありまして、本町におきましては、補助対象経費のシステム改修費用が見込みより少なかったことによるものであります。

３０款県支出金につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）を追加するもので、交付金の対象となる保険給付費の増等によるものであります。

次に、特別交付金（過年度分特定健診等負担金）を追加するもので、過年度分返還金の予算措置によるものであります。

４０款繰入金につきましては、５項基金繰入金におきまして、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

また、１０項他会計繰入金につきましては、歳出事業費の確定又は確定見込みにより、一般会計繰入金の内容を精査しまして、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金、未就学児均等割保険税繰入金の減額、産前産後保険税繰入金の追加をそれぞれ行うものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は７２ページを御覧ください。

１０款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、歳入で説明させていただきましたが、歳出事業費の確定見込みにより国民健康保険システム改修業務委託料を減額するものであります。

１５款保険給付費につきましては、歳出事業費の確定見込みによりまして、１０項療養諸費におきましては、１０目一般被保険者療養給付費を減額、２０目一般被保険者療養費を追加、１５項高額療養費におきましては、１０目一般被保険者高額療養費を追加、２０項出産育児諸費におきましては、５目出産育児一時金を減額、２５項葬祭諸費におきましては、１０目の葬祭費を減額するものであります。

１６款国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付費分納付事業、続きまして、７４ページの一般被保険者後期高齢者支援金等分納付事業及び介護納付金分納付事業におきまして、歳入で説明させていただきましたが、一般会計繰入金の予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

２７款特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査等事業費におきまして、特定健康診査の受診者数が当初見込み数からの減となりまして、特定健康診査等業務委託料を減額するものであります。

３５款諸支出金、１０項償還金及び還付加算金につきましては、１０目一般被保険者保険税還付金におきまして、還付見込額の減により、一般被保険者国民健康保険税還付金を減額するものであります。

２１目保険給付費等交付金償還金におきましては、愛知県国民健康保険保険給付費等交付金の令和５年度分の精算に伴いまして、保険給付費等交付金償還金を追加するものであります。

以上が、令和６年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の概要説明であります。

次に、第２５号議案 令和６年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてであります。

補正予算書は７９ページをお開きください。

議案関係資料は１０５ページ及び１２７ページから１３０ページまででありますので、

併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,728万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億8,722万7,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は90ページを御覧ください。

20款国庫支出金、15項国庫補助金、12目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、歳出事業費の確定により、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を減額するものであります。

14目保険者機能強化推進交付金につきましては、交付決定により、保険者機能強化推進交付金を減額するものであります。

20目事業費補助金につきましては、報酬改定に伴うシステム改修を予定していましたが、通常の保守委託業務内で実施されたため、歳出事業費の減額に合わせ、介護保険事業費補助金を減額するものであります。

25款支払基金交付金につきましては、歳出事業費の確定見込みにより、介護給付費支払基金交付金を減額するものであります。

30款県支出金、10項県負担金につきましては、歳出事業費の確定見込みにより、介護給付費負担金を減額するものであります。

20項県補助金につきましては、歳出事業費の確定により、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を減額するものであります。

40款繰入金、10項一般会計繰入金につきましては、10目介護給付費繰入金におきまして、介護給付費の確定見込みによりまして、介護給付費繰入金を減額するものであります。

12目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）におきましては、歳出事業費の確定により、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を減額するものであります。

15目その他一般会計繰入金におきましては、国庫支出金においても説明をさせていただきましたとおり、報酬改定に伴うシステム改修が不要となりましたので、事務費繰入金を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は92ページを御覧ください。

10款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、歳入で説明させていただきましたが、報酬改定に伴うシステム改修を予定していましたが、通常の保守委託業務内で実施されたため、介護保険システム改修委託料全額を減額するものであります。

15款保険給付費につきましては、歳出事業費の確定見込みによりまして、10項介護サービス等諸費におきまして、居宅介護サービス等給付費を減額、施設介護サービス等給付費を追加するものであります。

20項高額介護サービス等費におきましては、高額介護サービス給付費を減額するも

のであります。

４０項特定入所者介護サービス等費におきましては、特定入所者介護サービス等給付費を減額するものであります。

３０款積立基金につきましては、介護給付費準備基金積立金を追加し、収支全体を調整するものであります。

３５款地域支援事業費、２０項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、１０目介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、歳出事業費の確定見込みにより、総合事業介護予防サービス給付費を減額するものであります。

補正予算説明書９４ページを御覧ください。

１５目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防ケアマネジメント事業におきまして、歳入で説明させていただきましたが、地域支援事業交付金における予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

２５目一般介護予防事業費につきましては、歳出事業費の確定見込みにより、一般介護予防事業委託料を減額するものであります。

３０項包括的支援事業・任意事業費、１０目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、歳出事業費の確定見込みにより、地域包括支援センター業務委託料を減額するものであります。

１５目任意事業費、２０目在宅医療介護連携推進事業費、２５目生活支援体制整備事業費につきましては、歳入で説明させていただきましたが、保険者機能強化推進交付金における予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

４０項その他諸費につきましては、審査支払手数料支払事業におきまして、歳入で説明させていただきましたが、地域支援事業交付金における予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

以上が、令和６年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第４号）の概要説明であります。

以上、第２２号議案から第２５号議案までの提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、１０分間休憩といたします。

休憩 午前１１時０４分

再開 午前１１時１４分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第５５条及び第５６条の規定により、１議題につき１５分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第２２号議案 令和６年度幸田町一般会計補正予算（第７号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、以上で、第２２号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第２３号議案 令和６年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第３号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、以上で、第２３号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第２４号議案 令和６年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、以上で、第２４号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第２５号議案 令和６年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第４号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、以上で、第２５号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案４件について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第２２号議案 令和６年度幸田町一般会計補正予算（第７号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第２２号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第２３号議案 令和６年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第３号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第２３号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第２４号議案 令和６年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第２４号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第２５号議案 令和６年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第４号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第２５号議案は、原案どおり可決されました。

日程第７

○議長（藤江 徹君） 日程第７、第３号議案から第２１号議案までの１９件と第２６号議案から第３２号議案までの７件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第３号議案から第２１号議案までの１９件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきます。

議案書３ページをお開きください。

第３号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、３ページから５ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利

便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条の定義に「カード代替電磁的記録」が第7項に追加され、第8項から第15項までが繰り下げられることに伴う、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び幸田町都市計画税条例における引用条項を整理する改正でございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

第4号議案 幸田町若者奨学基金条例の制定についてであります。

議案関係資料は6ページでありますので、併せて御覧ください。

制定の理由といたしましては、海外への留学や国内における大学への入学及び在学する若者の学問を奨励するための事業に要する経費の財源を確保することに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、幸田町にゆかりのある寄附者から、将来の日本を背負う若者の人材育成を目的とした、若者の学問を奨励するための奨学金を意図した寄附申出があり、さきの財源として明確にするために基金を設置し、基金の運用及び管理について必要な事項を定めるものであります。

なお、寄附につきましては、昨年12月に3,000万円が寄附されており、今後においても奨学金目的での寄附を予定しているとお伺いしています。

施行期日につきましては、公布の日からであります。

続きまして、議案書7ページをお開きください。

第5号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7ページ及び8ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員の報酬の上限の引上げに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、2つの職種に係る報酬額につきましては、昨今の情勢に見合うものとするために、上限を引き上げることとするものであります。

1つ目は、庁用バス運転手の日額報酬を考慮しまして、条例に定める日額報酬の上限を1万3,000円から1万5,000円に引き上げるものであります。

2つ目は、弁護士の時間額報酬を考慮しまして、条例に定める時間額報酬の上限を3,500円から5,000円に引き上げるものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

続きまして、議案書9ページをお開きください。

第6号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、9ページから21ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行及び職員の勤務時間の柔軟化に伴い、必要があるからであります。

この条例は、改正が必要となる関係条例４本についてまとめて改正するものであります。

改正の概要につきましては、まず第１条関係として、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、規則の定めるところにより、職員の申告を考慮して、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ることができるようにし、週休日の振替を勤務時間を割り振らない日にも準用すること、休憩時間を一斉に与えないことができる場合についての規定を追加し、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員まで時間外勤務の制限を請求できることとし、配偶者等の介護を必要とする状況に至った職員に対する介護両立支援制度等の請求等についての意向確認、制度の周知及び当該請求等に当たり、不利益な取扱いをすることがないように義務づけるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る円滑な請求等のための研修の実施、相談体制及び勤務環境の整備を義務づけるものであります。

第２条関係として、幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児短時間勤務について、条例で定めることとされている勤務の形態を、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けられ、又は勤務時間を割り振られた職員と公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員に分けて規定するものであります。

第３条関係として、幸田町職員の給与に関する条例の一部改正では、月の途中で新たに職員となったとき、又は月の途中で職員が離職した場合において、職員の給与の支給に係る日割り計算をする際の勤務時間を割り振らない日の取扱い、管理職員特別勤務手当を支給する場合の勤務時間を割り振らない日の取扱い、時間外勤務手当を支給する場合の勤務時間を割り振らない日の取扱いを、それぞれ整理するものであります。

第４条関係、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正では、第１条の幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を受け、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は令和７年４月１日、附則第２条関係につきましては公布の日であります。

続きまして、議案書１５ページをお開きください。

第７号議案、幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、２２ページから５７ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要があるからであります。

この条例では、改正が必要となる関係条例５本についてまとめて改正するものであります。

職員の給与改定等につきましては、国における人事院勧告に準じて行っており、令和６年８月に行われた人事院勧告のうち給与改定に伴うものについては、令和６年第４回

幸田町議会定例会にて条例改正の議決をいただいております。今回は社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、給与制度のアップデートに係るものについて改正するものであります。

改正の概要につきましては、まず第1条関係として、幸田町職員の給与に関する条例の一部改正では、職員の給料表を改定し、職務の級が6級以上である職員の昇給の幅を4号給と改め、平日深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時までに拡大するものであります。また、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額する改正については、経過措置を設け、2年かけて段階的に実施することとし、令和8年度から配偶者に係る扶養手当を廃止し、子の扶養手当を1人1万3,000円とするものであります。また、地域手当について、本町よりも高い基準の地域に勤務する職員に対し、100分の20超えない範囲内で、当該地域の基準に準じた割合の地域手当を支給することができるようにすること、様々な地域からの通勤が可能になるよう、有料道路の利用料を通勤手当の支給対象にするとともに、公共交通機関又は有料の道路を利用して通勤した場合の通勤手当の上限額を5万5,000円から15万円に引き上げること、単身赴任手当を採用時から支給可能とすること、そして、定年前再任用短時間勤務職員に対する住居手当の支給を可能とするものであります。

第2条関係として、幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正では、特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員に対して新たに勤勉手当を支給することとするものであります。

ちなみに、本町では、現在、対象となる特定任期付職員は採用しておりません。

第3条関係として、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正では、第1条の幸田町職員の給与に関する条例の改正を受け、引用条項の整理をするものであります。

第4条関係として、幸田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年幸田町条例第6号）の一部改正では、令和5年の一部改正条例の附則を改正するものでありますが、当該附則について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正を受けた引用条項の整理及び第1条関係の幸田町職員の給与に関する条例の改正を受けた規定の整理を行うものであります。

第5条関係として、幸田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年幸田町条例第32号）の一部改正では、さきの令和6年第4回幸田町議会定例会最終日において議決いただいた、幸田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の第4条関係で改正した特定任期付職員に対する期末手当の支給割合を定める読替規定について、令和7年4月1日に溶け込むことになっている規定をさらに改め、勤勉手当を支給するよう改正するものであります。

施行期日は令和7年4月1日、第5条関係については公布の日であります。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

第8号議案、幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、58ページ及び59ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、国家公務員の旅費の改定に準じた職員の旅費の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要といたしましては、移転料、着後手当及び扶養親族移転料の名称について、国の例によりそれぞれ転居費、着後滞在費及び家族移転費に改め、それらの額について、国家公務員の旅費に関する法律の規定に準ずるという表現から、国家公務員の旅費の例によるという表現に改めるものであります。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日であります。

続きまして、議案書の 37 ページをお開きください。

幸田町税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、60 ページから 64 ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、軽自動車税関係におきまして、道路交通法の一部を改正する法律が施行され、申請により、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに運転免許情報が記録されることに伴い、軽自動車税の種別割の減免申請において提示を求める運転免許証について、運転免許証の免許情報が記載されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証の提示でも申請手続を可能とするものであります。

そのほかは、私立学校法の一部を改正する法律及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、引用条項の整理は、令和 7 年 4 月 1 日、軽自動車税種別割の減免に関する改正は、公布の日であります。

続きまして、議案書 39 ページをお開きください。

第 10 号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、65 ページ及び 66 ページでありますので、御覧ください。

提案理由といたしましては、災害応急作業手当の支給に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、特殊勤務手当に災害応急作業手当を新設するものであります。なお、手当の額につきましては、災害の状況により従事した作業に応じ、3 つに分類し、支給するものであります。

施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日であります。

続きまして、議案書 41 ページをお開きください。

第 11 号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、67 ページから 70 ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、消防団員の処遇改善を図るため、団員の退職報償金について、新たに３５年以上の勤務年数区分を追加するものであります。

施行期日につきましては、令和７年４月１日であります。

続きまして、議案書４５ページをお開きください。

第１２号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、７１ページ及び７２ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田町立の学校体育施設のうち、体育館に空調設備が設置され、スポーツ開放時においてもその使用を可能とすることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、体育館に設置された空調設備をスポーツ開放時に使用するに当たり、全面１時間当たり２,５００円の使用料の額を定めるものであります。

施行期日につきましては、令和７年６月１日であります。

続きまして、議案書４７ページをお開きください。

第１３号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、７３ページから７５ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要は、地域包括センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を基本としつつ、柔軟な職員配置を可能とするものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

続きまして、議案書４９ページをお開きください。

第１４号議案 幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、７６ページ及び７７ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町民総参加クリーン運動の日の変更に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、熱中症対策の推進のため、秋季の実施期間を長く設定するため改正するものであります。

施行期日につきましては、令和７年４月１日であります。

続きまして、議案書５１ページをお開きください。

第１５号議案 幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、７８ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田町六栗環境広場の設置に伴い、必要があるからであ

ります。

制定の概要につきましては、設置目的といたしまして、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の多目的な利用を行うことにより町民の健康の増進を図るため、及び災害時には、災害廃棄物の仮置場として利用するものであります。

利用の許可につきましては、広場を専用利用とする場合は、町長の許可を得なければならないとしております。

また、使用料は徴収しないこととしております。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

続きまして、議案書55ページをお開きください。

第16号議案 幸田町道路占用条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、79ページから84ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、道路の占用料の見直しに伴い、改正があるからであります。

改正の概要につきましては、愛知県道路占用料条例が改正され、この県条例との均衡を図るため、第2条占用料の額の別表に係る占用料について一部改正をするものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

経過措置といたしまして、施行の日以降に占用等の許可を受けた占用物及びこれに係る占用料について適用することとし、それ以前に許可を受けたものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

続きまして、議案書61ページをお開きください。

第17号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、85ページから87ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、条例別表第2において引用しています、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号が、一部改正により、物資の流通の効率化に関する法律に名称が変更されたとともに、第4条第1号へ条ずれしたため、引用条項の整理をするものであります。

施行期日は、令和7年4月1日からであります。

続きまして、議案書63ページをお開きください。

第18号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例を定める条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、条例第4条第6号において引用しています、高齢者、障

害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第21条第2項第1号が、一部改正により、第22条第2項第1号へ条ずれしたため、引用条項の整理をするものであります。

施行期日は、令和7年6月1日からであります。

議案書65ページをお開きください。

第19号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、90ページから93ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定等に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、管理職員特別勤務手当対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等及び暫定再任用職員に対する住居手当の創設を定めるものであります。

施行期日は、令和7年4月1日ですが、配偶者に係る扶養手当廃止については、令和8年4月1日であります。

続きまして、議案書67ページをお開きください。

第20号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

議案関係資料は、94ページから96ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、本条例で引用している建設業法施行令の第34条が第37条に変更されたことによる引用条項の整理であります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

議案関係資料69ページをお願いいたします。

第21号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。

議案関係資料は、97ページから104ページまででありますので、併せて御覧ください。

町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、道路の整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、幸田町深溝里区画整理事業の換地処分公告によるものと菱池遊水地事業と隣接します菱池開墾区圃場整備事業に伴い、認定する路線が20路線、廃止する路線が19路線であります。

以上、第3号議案から第21号議案までの単行議案の提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

続きまして、第26号議案から第32号議案までにわたっております、令和7年度幸田町会計別の当初予算の概要につきましては、一般会計から順次説明をさせていただきます。

す。

令和7年度予算書及び説明書を御覧ください。

初めに、第26号議案 令和7年度幸田町一般会計予算についてであります。

15ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ198億3,000万円と定めるものであります。前年度対比の95.8%で、8億8,000万円の減であります。

第2条、繰越明許費につきましては、22ページの第2表 繰越明許費のとおり、45款土木費、15項道路橋梁費におきまして、維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）につきましては、令和6年度内での支出が終わらない見込みがあることから、限度額を1億5,300万円とする繰越明許費をお願いするものであります。

第3条、債務負担行為につきましては、同じく22ページの第3表 債務負担行為のとおり、次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備工事に係る負担に要する経費につきまして、期間を令和8年度まで、限度額を794万8,000円とするもの、LED防犯灯更新に要する経費につきまして、期間を令和7年度から令和18年度まで、限度額を9,576万6,000円とするもの、及び小型動力ポンプ付水槽車更新に要する経費につきまして、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を7,014万2,000円とする債務負担行為をお願いするものであります。

第4条、地方債につきましては、23ページの第4表 地方債のとおり、12事業の地方債をお願いするものであります。

次世代高度情報通信ネットワーク設備整備事業に1,850万円、庁舎照明設備整備事業に960万円、高齢者生きがいセンター移転整備事業に2億2,900万円、保育園施設改修事業に2,830万円、県営土地改良事業に9,100万円、道路改築事業に5,130万円、橋梁改築事業に8,340万円、交通安全施設整備事業に260万円、幸田中央公園整備事業に1,480万円、町民会館改修事業に4,820万円、図書館照明設備整備事業に860万円、町民プール改修事業に850万円、合計5億9,380万円であります。

15ページにお戻りください。

第5条一時借入金の最高額は、10億円と定めるものであります。

第6条では、歳入歳出予算の流用の取扱いについて定め、記述のとおりお願いをするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明をさせていただきます。

歳入の各款の総額につきましては、27ページを御参照ください。

予算の内容につきましては、32ページからを御覧ください。

初めに、10款町税であります。町税全体では、前年度対比105.9%で93億7,040万円といたしました。個人町民税、所得割の定額減税による減額からの回復を見込み、前年度対比の110.0%で27億8,400万円とし、法人町民税は、大手自動車関連企業の業績等から、前年度対比122.0%で7億9,920万円といたしました。

固定資産税は、土地分は地目変更等による増額を、家屋分は新增築家屋の増加による増額、償却資産分は企業の積極的な設備投資による増額を見込み、固定資産税の総額は、前年度対比１０２．１％で５０億４，９００万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割は過去の実績により、種別割は登録台数によりまして、前年度対比の１０４．０％で１億３，１５０万円といたしました。

たばこ税につきましては、販売本数の過去の実績から、前年度対比の１０３．７％で２億８，０００万円といたしました。

入湯税につきましては、入湯客の過去の実績から、前年度対比９５．２％で２００万円といたしました。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由による増額を見込みまして、前年度対比１００．９％で３億２，４７０万円といたしました。

３４ページを御覧ください。

１５款地方譲与税につきましては、愛知県による交付見込額を踏まえまして、前年度対比１，０３０万円の減の１億４，８３０万円といたしました。

２０款利子割交付金につきましては、愛知県による交付見込額を踏まえまして、対前年度１３０万円増の４２０万円といたしました。

２１款配当割交付金につきましては、過去の実績から、対前年度２００万円増の４，５００万円といたしました。

２２款株式等譲渡所得割交付金につきましては、過去の実績から、前年度と同額の３，８００万円といたしました。

２３款法人事業税交付金につきましては、愛知県による交付見込額を踏まえまして、対前年度３００万円減の１億５，２００万円といたしました。

２４款地方消費税交付金につきましては、愛知県による交付見込額を踏まえまして、対前年度１億１，２００万円増の１１億３，７００万円といたしました。

２５款ゴルフ場利用税交付金につきましては、過去の実績から、前年度と同額の１，７００万円といたしました。

３６ページを御覧ください。

３０款自動車取得税交付金につきましては、令和元年９月末で廃止されておりますが、滞納繰越分の収入の可能性があることから、科目維持といたしました。

３１款環境性能割交付金につきましては、過去の実績から、対前年度７００万円増の３，５００万円といたしました。

３５款地方特例交付金につきましては、令和６年度の個人住民税所得割の定額減税による減収補填分が減額されるため、対前年度２億１，４８０万１，０００円減の７，６６０万円といたしました。

３５款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

４０款交通安全対策特別交付金につきましては、令和６年度実績見込みにより、対前年度４０万円減の３６０万円といたしました。

４５款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものであります

が、対前年度1,265万3,000円減の5,502万円といたしました。

38ページから41ページまでにわたります、50款使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料や体育施設使用料等を見込み、対前年度1,149万3,000円増の2億3,436万5,000円といたしました。

40ページから47ページまでにわたります、55款国庫支出金につきましては、児童手当交付金9億4,068万7,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,773万6,000円、重層的支援体制整備事業交付金3,798万7,000円などがありまして、総額では、対前年度4億3,754万5,000円増の23億9,346万3,000円といたしました。

46ページから55ページにわたります、60款の県支出金につきましては、参議院議員通常選挙費委託金1,800万円、国勢調査事務交付金1,650万円などがありますが、子ども医療費補助金及び児童手当負担金の減等によりまして、総額では、対前年度734万3,000円減の11億9,866万3,000円といたしました。

54ページを御覧ください。

65款財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なものでありますが、基金利子の利率上昇等による増を見込み、対前年度2,148万8,000円増の3,520万4,000円といたしました。

70款寄附金につきましては、主となるふるさと寄附金を、令和6年度実績見込みより、対前年度10億円減の20億円と見込み、総額20億15万6,000円といたしました。

56ページを御覧ください。

75款繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金1億1,498万3,000円、教育施設整備基金1,500万円の繰入れを行うこととしまして、対前年度4億8,033万円減の総額13億3,468万8,000円としました。

80款繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

56ページから65ページにわたります、85款の諸収入につきましては、令和6年度に計上しておりました各中学校の体育館空調設置工事に係る災害バルク等の導入補助金1億円の皆減により、対前年度9,799万9,000円減の6億5,753万9,000円といたしました。

町債につきましては、さきに御説明させていただきましたとおり、次世代高度情報通信ネットワーク設備整備事業をはじめ12事業に対する起債を行い、対前年度1億6,590万円減の総額5億9,380万円といたしました。

以上が、令和7年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要説明であります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

歳出の各款の総額につきましては、28ページ及び29ページを御参照いただきたいと思います。

予算の内容につきましては、66ページからであります。性質別区分によりましての説明とさせていただきますので、別冊となっております令和7年度当初予算概要の6

ページ及び7ページにあります、令和7年度一般会計予算 款別・性質別一覧表を御覧ください。

人件費、扶助費及び公債費からなります義務的経費につきましては、総額で、対前年度8.8%増の95億529万6,000円といたしました。

主な理由といたしましては、会計年度任用職員に対する勤勉手当支給等に伴う人件費の増加や、児童手当の支給対象者拡大等による扶助費が増加したことなどによるものです。

普通建設事業費及び災害復旧費からなります投資的経費につきましては、総額で、対前年度39.6%減の総額14億3,575万9,000円といたしました。

普通建設事業の主なものといたしましては、高齢者生きがいセンター移転改修工事、道路新設改良事業、町民会館空調制御機器更新工事、町民プール全熱交換機更新工事などであります。

物件費、維持補修費、扶助費等、その他の経費につきましては、総額で、対前年度7.4%減の88億5,894万5,000円といたしました。その主なものといたしましては、物件費につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する移行業務委託料をはじめ各種事務委託料や物品の購入経費、維持補修費につきましては、公園施設整備をはじめ各種公共施設の修繕費、補助費等につきましては、物価高騰対応重点支援給付金や各種団体への補助金や負担金、そのほかに特別会計への繰出金などであります。

以上が、令和7年度幸田町一般会計当初予算の歳出の概要説明でありました。

続きまして、第27号議案 令和7年度幸田町土地取得特別会計予算につきまして、163ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億263万8,000円とするものであります。前年度対比289.9%、2億6,377万3,000円の増であります。

増額の主な要因といたしましては、大草広野地区福祉施設推進構想用地及び芦谷1号線事業用地の一般会計への売払いによる事業費の増加によるものであります。

続きまして、第28号議案 幸田町国民健康保険特別会計につきまして、187ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出の予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ32億8,452万7,000円と定めるものであります。前年度比100.9%、2,925万6,000円の増であります。

増額の主な要因といたしましては、高額療養費など保険給付費の増加及び国民健康保険事業費納付金の増加を見込んだことなどによるものであります。

第2条につきましては、歳出予算の流用の取扱いについて定めるものとし、記述の通りお願いするものであります。

続きまして、第29号議案 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、223ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ6億9,149万1,000円と定めるものであります。前年度比102.2%、1,462万6,000円の

増であります。

増額の主な要因といたしましては、被保険者数の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込んだことなどによるものであります。

続きまして、第30号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計予算につきまして、251ページからを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ26億4,821万4,000円と定めるものであります。前年度比103.5%、8,850万6,000円の増であります。

増額の主な要因といたしましては、要介護及び要支援認定者数の増加に伴う保険給付費の増加を見込んだことなどによるものであります。

第2条につきましては、歳出予算の流用の取扱いについて定めるものとし、記述のとおりをお願いするものであります。

続きまして、第31号議案 令和7年度幸田町水道事業会計予算につきまして、289ページからを御覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を8億9,965万5,000円、支出を8億5,357万5,000円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を1億4,186万円、支出を4億4,494万6,000円と定めるものであります。

この資本整備につきましては、老朽化施設の更新をはじめとする各種工事を計上しています。令和7年度は、須美前山工業団地開発及び深溝配水場計装盤取替え工事を予定しており、計画的に整備を推進するものとしております。

なお、資本的収支における不足額3億308万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

最後に、第32号議案 令和7年度幸田町下水道事業会計予算につきまして、321ページからを御覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を14億2,989万8,000円、支出を14億2,328万9,000円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を5億6,391万5,000円、支出を7億5,102万3,000円と定めるものであります。

この資本整備につきましては、集落排水施設の公共下水道への接続などの管路整備を推進するものとしております。併せて、流域下水道等の建設負担金、一般会計からの出資を受けての企業債の償還金などを計上しております。

なお、資本的収支における不足額1億8,710万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

322ページを御覧ください。

第5条、企業債につきまして、表に記載のとおり、公共下水道事業に9,920万円、流域下水道事業に2,940万円を限度額と定め、経営の標準化を図ることとしております。

以上、第26号議案から第32号議案までの令和7年度幸田町会計別当初予算の提案

理由の説明をさせていただきました。

以上をもって、本定例会に提案をさせていただきます、単行議案 19 件と当初予算関係の 7 件の説明とさせていただきます。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますよう、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後 5 時までに事務局へ電子データで提出をお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3 月 4 日火曜日、午前 9 時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、2 点御連絡を申し上げます。

まず、この後、午後 1 時ちょうどから、第 2 委員会室でメールの受信・返信確認と共有フォルダへのアクセス方法について説明をしますので、全議員の出席をお願いいたします。

それが終了しましたら、その 10 分後から議会広報特別委員会を第 1 委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いいたします。

連絡事項は以上であります。

本日は、これで散会といたします。

散会 午後 0 時 05 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 2 月 2 8 日

議 長

議 員

議 員